

令和2年2月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和2年2月26日(水) 開会18時30分
閉会20時53分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長
末田 信也 次長兼教育政策課長
北村 俊雄 学校教育課長
三宅 達也 社会教育課長
花木 敏寿 スポーツ健康課長
藤田 一樹 教育政策課参事
志賀 貴代美 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長
森本 悦子 社会教育課参事
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐兼教育政策係長
縄田 早苗 教育政策課課長補佐兼社会教育主事

傍聴人 0名

- 議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 令和元年度一般会計補正予算案(第5号)について【議第2号】
 - 第3 令和2年度一般会計当初予算案について【議第3号】
 - 第4 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第4号】
 - 第5 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第5号】
 - 第6 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第6号】
 - 第7 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第7号】
 - 第8 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第8号】
 - 第9 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第9号】
 - 第10 別府市公民館条例の一部改正について【議第10号】
 - 第11 別府市公民館条例等の一部改正について【議第11号】

- 第 12 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について
【議第 12 号】
- 第 13 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について【議第 13 号】
- 第 14 別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第 14 号】
- 第 15 別府市任期付職員の採用について【議第 15】 ※非公開

- 報告事項** (1) 寄附受納について【報告第 1 号】
(2) 2020 年度「別府市教育行政基本方針」について【報告第 2 号】

- その他** (1) 令和 3 年別府市成人式について
(2) 新型コロナウイルスにかかる対応について
(3) 3 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和2年2月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は小野委員さんをお願いいたします。

◎ 令和元年度一般会計補正予算案（第5号）について

寺岡教育長 それでは議事日程第2、議第2号 令和元年度一般会計補正予算案（第5号）についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 議案の1ページをお開きください。議第2号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。
3ページからご説明させていただきます。それでは、議第2号令和元年度一般会計補正予算のうち、教育政策課分についてご説明いたします。3ページ上から2段目の事業番号1007事業、小学校の教材に要する経費追加額額でございます。こちらについては、学校内通信ネットワーク環境整備委託料といたしまして、2億200万円を追加しております。これは、前回1月の定例教育委員会でも少しご説明いたしましたが、国のGIGAスクール構想に謳われております「児童1人1台の端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で充実させる構想」というものがあります。これに基づいて整備を行うものでございます。1人1台の端末整備に向けては、令和2年度から令和5年度にかけて現在計画をしておりますが、今回の補正予算では、その前提となります校内通信ネットワークを先行して整備するものでございます。内容といたしましては、LANケーブルの設置替えや、アクセスポイントの増設、電源容量の増設工事などを挙げております。次に、表の真ん中ほどに財源の内訳を書いております。財源は、国の国庫支出金が2分の1相当の1億100万円、残りの半分につきましては、地方債を発行して対応するようになっております。補助金や地方債の歳入に関する部分につきましては、2ページに財源として記載しております。なお、今回の予算については、3月議会での補正予算となっておりますので、年度内の工事期間が確保できません。そのため、令和2年度に全額繰り越して、令和

2年度中の整備ということで計画をしております。続きまして、3ページ1008事業です。中学校の教材に要する経費の追加額1億540万円につきましては、小学校と同様の整備内容となっております。続きまして、一つ上に戻っていただき、0566事業、中学校の施設整備に要する経費の減額でございます。内容につきましては、中部中学校北教室棟大規模改修工事金額等の確定に伴う委託料745万円の減額となっております。減額の内訳といたしましては、実施設計委託料629万円、アスベストの事前調査委託料21万4千円、同じくアスベスト含有分析委託料94万6千円の減額となっております。歳出の減額に伴いまして、歳入も減額補正となりますが、2ページの下の方の真ん中にあります03の中学校施設整備事業債というのがございます。こちらについて490万円の減額を計上しております。最後に4ページをお開きください。上段の2つが教育政策課分になります。先程、校内通信ネットワーク整備の説明をさせていただきました。令和2年度に繰り越すための繰越明許費の内容を記載しております。以上が教育政策課関係部分の説明でございます。

学校教育課長 では学校教育課関係部分についてご説明いたします。3ページをご覧ください。1行目になります。事業番号0549総合教育センターに要する経費を407万5千円減額しております。これは、老朽化により使用されていなかった旧総合教育センターの解体工事費が、当初の見込みより少なかったためでございます。2ページをご覧ください。一番下、03の旧文教施設除去事業債についてでございます。今申し上げました旧総合教育センターの解体工事に伴い、歳入として計上されていた事業債について370万円減額するものでございます。以上が学校教育課関係部分でございます。

社会教育課長 続きまして社会教育課関係部分をご説明いたします。3ページをご覧ください。下から3段目の0612地区公民館施設整備に要する経費でございます。こちらが地区公民館の改修補修工事に充てる経費でございますが、当初756万5千円を予算計上しておりましたが、決算見込みによりまして、200万円の減額補正を計上しております。それから0940中央公民館・市民会館に要する経費でございます。こちらは別府市民会館別館の施設解体工事費の予算でございますが、当初5,490万円の予算を計上しておりましたが、入札価格が4,086万7千円でございますので、その入札差金1,403万3千円を減額補正で計上しております。次に2ページをご覧ください。下から2段目、02の社会教育施設除去事業債でございます。こちらが先程の中央公民館・市民会館別館の解体工事費の減額に伴いましてこちらの事業債を1,270万円を減額補正で計上しております。以上でございます。

スポーツ健康課長 それではスポーツ健康課関係部分についてご説明いたします。まず歳出です。3ページをお願いいたします。一番下段の0661体育振興に要する経費の負担金補助及び交付金500万円の増額でございます。これは明豊高等学校の第92回選抜高校野球大会出場に伴い、別府市スポーツ全国大会出場校の児童生徒の応援に要する交通費補助金の申請が見込まれるため、増額補正をお願いするものであります。なお、これにつきましては、大会は

3月31日までの日程となっておりますが、天候等により順延の可能性があるため、4ページにあります繰越明許費補正として、全国大会出場校応援補助事業に同額の500万円を計上しております。

寺岡教育長 ただいま各課の課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 GIGAスクール構想の高速ネットワークに結構な予算がついていると思うんですけど、1校あたり大体どのくらいの費用になっているのかということと、1人1台というと結構な台数をネットワークに繋ぐことになると思いますが、どのくらいが接続できるような仕様になっているかを教えてくださいませんか。

次長兼教育政策課長 大体1校あたり1,500万程度の工事費を見込んでおります。新設の山の手・浜脇統合中学の分は、すでに先行して設計の中に入れておりますので、そういうところは外して予算計上しております。台数としては、全体で小中合わせて7,563台ということで現在見込んでおまして、これを令和2年度から5年度にかけて4年間で整備をとということで考えております。

山本委員 タブレットなのでネットワークは無線LANとかそういう形になるのかなと思うんですけど、今言われているセキュリティーとか不適切などところに接続しないと、そういうふうなネットワークの機能というか安全機能ですね、そういうのはきちんとこの中に組み込まれているのでしょうか。

次長兼教育政策課長 各メーカーも1社ではないのですが、そういったセキュリティーの部分については対策が取られているようで、実際子どもたちが見るときにそこにアクセスできないとかそういう仕組みは組み込まれていると思います。

山本委員 多分ネットワークの一部にそういう装置をつけると、決められたところとか有害なサイトにアクセスできなくなるとか、そういうのがあるというのは聞いていますので、そういうのが導入されるということですね。

小野委員 これはタブレットとかは1社だけなんですか。

次長兼教育政策課長 今のところタブレットはiPad等、3種類が想定をされておまして、どの機種を使うかということは、まだ特定をしておりませんが、Google GoogleのChromebookとかですね、そういったものがアメリカ等では一番主流になっているという説明はありました。機種の選定はまた考えていきたいと思っています。

山本委員 実際にタブレットが配布されて使用するのは、令和2年度から5年度にかけて計画しているということですけど、早いところであれば、もう来年度から入ってくるという考えでよろしいのでしょうか。

次長兼教育政策課長 令和2年度は、小学校の5年6年と中学1年ですね。台数にして2,500台程度になるんですけど、先行してそこから入れていきますが、入れてみてすぐ使えるかということもあって、教える側の研修だとかそういったところもセットで計画しながら具体的に決めていきたいと思います。

教育政策課参事 補足させていただきます。今次長が申しましたけども、来年度につきましては、小学校5年6年と中学1年の3学年の人数分、およそ2,500台をまず導入する。そして4年計画で、令和5年度には全ての小中学生が1人1台端末を持つという計画ですので、使用する児童生徒につきましては、来年は3分の1程度の児童生徒が各学校で使用できるようになるという環境でございます。

次長兼教育政策課長 タブレットは令和2年度から5年度ということなんですけど、今回の補正予算の中には、あくまでネットワークの環境整備なので、端末自体の予算化はまだされておられません。早ければ令和2年度の6月補正あたりで計上していくような計画で考えております。

山本委員 タブレットは多分来年度の話なんでしょうけど、貸与するという形になるんですか。例えば1回貸与したら、義務教育年間はずっとそれを渡しておくのか、1年間で回収してまた貸与するのかとか、自宅にも持って帰れるのかどうかとか。あの中には個人情報がいっぱい入っていて、その取扱いが結構難しいということも聞いたんですけども、その辺はどういうふうな取扱いになるかということは、まだきちんとは決まってないかもしれませんけどいかがですか。

教育政策課参事 おっしゃるとおりまだ決定ということではないんですが、情報の取扱い等につきましては、いわゆるクラウド上で行うということも考えておりますので、そうなれば端末、機械の中に個人情報やデータ等が残るということにはなりません。

教育部長 今回3億円の補正予算の内容は、校内のLAN整備と、電源キャビネット、要するにタブレットを保管するための保管庫が含まれておりますので、自宅への持ち帰りは別府市の場合は想定しておりません。ただ、他の自治体においては、LTEを活用して自宅に持ち帰らせるという運用を行っているという自治体もあります。別府市の場合は、今回電源キャビネットを整備してそこに保管させる、充電を兼ねて保管するという方式を取りますので、今のところ持ち帰りは想定していません。

寺岡教育長 その他ございませんでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第2号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第2号は同意することに決定いたしました。

◎ 令和2年度一般会計当初予算案について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第3号 令和2年度一般会計当初予算案についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは5ページをお開きください。議第3号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。別添でお配りしております「予算決算特別委員会 令和2年度当初予算所管予算案説明資料」を使ってご説明させていただきます。

1ページの所管予算案総括表をご覧ください。なお、4月から組織機構改革が行われますので、(3)所管の重点施策のところの真ん中に、上段は予算額で、下段の所管課は、すべて4月以降の機構改革後の新しい名前で表記されております。ただ、議会も含めて、本日はこれまで所管して予算を要求していた担当課長から説明をさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、教育政策課分について説明させていただきます。1番上と5段目にあります小学校トイレ洋式化事業と幼稚園トイレ洋式化事業につきましては、平成30年度から年次計画で進めている事業でございます。幼・小・中学校の和式トイレの一部を洋式化に変更するものであり、令和2年度で全ての工事が終了し、これにより洋式化率は約60%と見込んでおります。続きまして、4番目の中学校の統合事業でございます。今年度については、昨年9月から本体工事に着工しており、来年度は引き続き、校舎の建設と屋内運動場、プール、そして、グラウンドの整備を行い、来年度末には完成する予定としております。教育政策課関係は以上でございます。

学校教育課長 それでは学校教育課関係部分についてご説明いたします。2ページをご覧ください。上から2段目になります。まず学校連絡網構築事業です。災害発生時等の際、学校から保護者への迅速かつ確実な連絡を行うための学校連絡網システムを構築いたします。来年度8月までにシステムを構築し、9月から一部の学校でテスト運用、令和3年度から市内幼稚園、小・中学校で利用する予定です。予算額は、システムの開発委託料、システム利用に必要なアカウント料を合わせて219万2千円となっております。

続きまして、不登校解消事業でございます。スクールソーシャルワーカー活用には要する経費935万2千円を計上しております。本年度は、別府地域全域を担当するスクールソーシャルワーカー2名を配置し、それぞれ1日6時間週2日及び週3日勤務としていますが、来年度は地域全域を担当するスクールソーシャルワーカー2名を、それぞれ1日6時間週2日勤務とします。それに加えて、新たに1名を重点配置、増員したいと考えております。この新たな1名につきましては、不登校の出現率が高い中学校区へ、1日6時間週4日配置をする予定です。その3名の報酬費等が935万2千

円となっております。

続きまして、就学前教育等検討事業です。本市における今後の就学前教育のあり方について、幅広い視点から検討し、質の高い就学前教育を推進することを目的として、新たに検討委員会を設置いたします。この検討委員会において、ソフト面、ハード面の両面から質の高い幼児教育のあり方について協議をする予定です。その委員謝礼金として 17 万 2 千円を計上しております。

最後に、グローバル人材育成事業でございます。これは今年度から引き続きの事業でございます。APUと連携し、グローバルに活躍し、国際観光温泉文化都市を支える人材の育成を目的としています。主な事業概要ですが、グローバルサポーターの学校派遣、中学生大学キャンパス体験留学、小学生大学キャンパス体験学習でございます。参加するAPUの学生等の謝礼金、バス借上料等、予算額 451 万 6 千円となっております。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課です。2 ページの下から 3 段目、別府市公会堂設備等改修事業、その次の教育魅力化事業、一番下の段の鬼ノ岩屋・実相寺古墳群整備事業についてご説明いたします。

まず、35 ページをお開きください。こちらが中央公民館・市民会館に要する経費ですが、この中の、特に⑤実施設計等委託料についてご説明いたします。現在の公会堂は、平成 26 年度から 27 年度に約 12 億円をかけましてリニューアル工事を行いました。大ホールの設備工事までは実施されておりませんでした。平成 31 年の 2 月から 3 月までに、公会堂に対してのアンケート調査を実施いたしまして、利用者の方から大ホールの椅子の改善に関する要望が非常に多く寄せられました。それに伴いまして、⑤の実施設計等委託料の予算ですが、市民会館大ホールの椅子の改修、それから館内の電気設備、緞帳の改修工事に要する設計委託料となります 1,218 万 6 千円を計上しております。これにつきましては、本格的な改修工事は令和 3 年度、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を申請いたしまして、改修工事を実施する予定でございます。

続きまして 44 ページでございます。地域教育力活性化に要する経費でございます。この事業につきましては、先月ご説明をさせていただきました、中学校区にコーディネーターを配置する事業でございますが、③の教育魅力化事業といたしまして、学校のコーディネーターが中心となりまして、地域住民によるボランティアによって学校支援や子ども広場を実施いたします。専門コーディネーターを中学校区に配置いたしまして学校の魅力化を図るための事業でございます。その経費といたしまして、まず協育コーディネーターの謝礼金といたしまして 5 万 4 千円、これは本課の予算でございます。それから、統括コーディネーターの人件費が 192 万円、こちらのほうは会計年度任用職員として雇用いたしますので、職員課の予算として計上されております。これは地域教育力活性化事業の更なる取組を進めるために、1 中学校区に統括コーディネーターを配置いたしまして、同校区内の小・中学校に協育コーディネーターを委嘱いたします。各学校のコーディネーターが学校での地域教育活動に取り組みまして、統括コーデ

ィネーターは協育コーディネーターの支援及び取りまとめを行い、中学校区全体で地域学校協働活動の推進を図るものでございます。
続きまして、47 ページをご覧ください。鬼ノ岩屋・実相寺古墳整備に要する経費でございます。②の用地取得事業について、実相寺古墳群の保全を図るために、新たに国史跡の追加指定を受けた史跡に用地を購入する予算でございます。国庫補助を活用した用地取得を実施いたしまして、予算額が882万2千円を計上しております。以上でございます。

社会教育課参事 1 ページの一番下の段になります図書館等一体的整備に要する経費でございます。新図書館の施工に向けた設計の経費を計上しております。まずスケジュールについてご説明を申し上げますと、令和2年度、令和3年度の2か年をかけまして基本設計実施設計を行います。令和2年度につきましては、そのうちの出来高部分ということで、基本設計実施設計の委託料として1億1,248万4千円を計上いたしました。その残りの部分が、主には会議運営等支援業務委託料ということなんですけれども、これまで4回開催してまいりましたオープンプラットフォーム会議、これを年3回開催する委託料を計上しております。トータル金額があるんですけど、そのうち324万3千円につきましては、内閣府の地方創生推進交付金を財源として見込んでおります。その他、地方債なども見込んでおります。先程申し上げましたスケジュールですが、令和2年度令和3年度に設計、令和3年度の途中から令和5年度にかけて建築工事にかかります。開館は令和5年度中を予定しております。以上でございます。

スポーツ健康課長 それではスポーツ健康課関係部分についてご説明いたします。4月の機構改革に伴い、スポーツ健康課は解体し、スポーツ振興係の業務は市長部局へ、健康教育係の業務は教育政策課と学校教育課へそれぞれ移行するため、新しい課での予算組みとなっております。
それでは1ページの予算案総括表をご覧ください。(3)重点施策の上から22段目、子どもの健康促進（小学校フッ化物洗口）事業、その下の子どもの健康促進（中学校フッ化物洗口）事業、それから6番目にあります子どもの健康促進（幼稚園フッ化物洗口）事業となっております。中学校のフッ化物洗口事業につきましては、本年度、中学1年生まで拡大したところでございますが、令和2年度におきましては、中学2年生まで拡大し、さらに次年度には中学3年生まで拡大する予定となっております。
次に2ページをお願いいたします。一番上の段の学校給食共同調理場建替事業でございます。これにつきましては、6月末を目途に、新共同調理場整備に係る基本計画を現在策定中でございます。基本計画策定後、事業者選定アドバイザー業務委託料の予算をお願いしているところでございます。また、市長部局に移りますいきいき健幸部スポーツ推進課において、公園テニスコート整備事業につきましては9,546万4千円ですが、このような事業がございますのでご報告いたします。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 学校連絡構築事業なんですけど、いろいろと災害が起こると非常に有効だったり、事件が起きたときにも活用されておりましたけど、これは何をベースにどういうシステムで運用していくようになるのでしょうか。

学校教育課長 ベースとなるのは、LINE を考えております。別府市では LINE をベースとした様々な市民サービスというのを進めておりますが、このシステムも LINE がベースとなっております。ただし、LINE についてはそのシステムの出入口のようなインターフェイスのような形で、その本体部分は業者に委託をして開発をしていくというふうになります。その開発段階におきましては、情報推進課と委託業者、そして学校教育課の3者で進めていく予定です。

山本委員 LINE を通じて一方的に送るという形ですかね。多分こういうのはグループで話をするんじゃないかと、一方的に送るという形ですよ。

学校教育課長 基本的には、学校から保護者への連絡という一方向になります。グループのような誰でも発信できるというものでは混乱も生じますので、重要な情報を一方的に配信します。ただし、アンケート機能、回答を求めるようなそういった機能も付けられればというようなことは考えております。

小野委員 LINE で連絡網をすると、親が見たというのが、既読という形で学校が分かるようになるんですか。

学校教育課長 そこがとても重要ですので、確実に既読なのかどうか、確認が取れないという状況にあるという場合がありますので、それが分かるようにしたいと考えております。例えば端末の機種変更をして、LINE が一時的に受け取れないような状況という場合も想定されますので、それについては確実に学校のほうが把握できるようにと考えております。

山本委員 今別府市が結構 LINE を使っているという話ですけど、別府市が LINE を使っているそういうシステムにこういう機能をくっつけるという考えですか。それとも新たに委託して作ってもらうという、別のシステムで動くということですか。

学校教育課長 そこはまた情報推進課とも詰める必要があるんですけども、これまでの機能には全くなかったものだと思いますので、新たに開発するというふうに考えております。

山本委員 さっき小野委員が言われた、既読がつくのかどうか、既読と言っても生徒の数が、さっきもタブレットの数が7,000 でしたか、7,000 をどういうふうに管理していくのかというのが、ちょっとぞっとするところがあるんですけど。1人がそれを見るのか、それとも例えばそれぞれクラス担任が、自分のクラスはみんな既読がつかました、というふうな形で見れていくの

か、その辺はどうですか。まだこれからの話ですか。

学校教育課長 そこについては、これからの開発段階で、使いやすい形にできればと考えております。学校の学級単位で1クラス40人、その中で確実に見てくれた方、それから見る事ができていない方、そういうのが一目で分かるような形になれば使いやすいのではないかと考えております。

小野委員 2ページの就学前教育の幼稚園の運営に要する経費のところ、質の高い幼稚園の教育・保育についてというのは、具体的にはどういうことなんですか。

学校教育課参事 質の高い幼児教育といいますと、考えられますのは先程言ったように、ハード面から言うと、職員の数でしたり施設の建物の老朽化が今進んでおりますので、そういう面の見直しと、ソフト面で言いますと、今幼稚園も保育所も教育要領というのが新しくなりましたので、それに沿った教育ができるようにということで、ソフト面からもハード面からも見直していこうという協議をしていく予定です。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第3号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第3号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第4号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは6ページをお開きください。議第4号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。内容につきましては、8ページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。

別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。今回の改正は、市全体の公の施設の使用料の見直しによる改正でございます。左の表が現行の料金体系であり、右の表が改正後の使用料を表しております。変更した箇所については、右の表のアンダーラインを引いている部分でございます。学校施設の屋内体育館等については、これまで9時から正午まで、正午から17時まで、といった比較的長い時間での使用料の設定として

ておりましたが、今回の使用料の見直しに合わせて、1時間単位の使用料に変更いたしまして、実際の利用状況に即したような形での改正をしております。また、表の中の一番上にあります、講堂と屋内体育館というところで、講堂の部分に見え消しの線が入っておりますが、講堂については現存しておりませんので、この項目については削除したところでございます。なお、施行日につきましては令和2年10月1日からとなっております。以上が別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

小野委員 改正案のところで、1時間が356円とか131円とかいうのは、どういうふうに算出したんですか。

次長兼教育政策課長 こちらについては、市全体の施設の料金形態を見直す中で、もともとある時間区分設定をベースにそれぞれの施設の上り幅というか、その辺を市の中でも協議してこのラインに定めたというところでございます。

山本委員 計算式があるということですか。

教育部長 全庁的な方針として、今回使用料の見直しにあたっては、その施設にかかっている維持管理費であるとか運営費を基本的なベースとして、それに対して利用者や面積等の数字で割り戻して、この施設を維持するためには、大体この時間帯にこのくらいの使用料を取るのが妥当であろうということなんです。かかっている費用全部を受益者負担ということで利用者に転嫁するのではなく、その公共施設の目的によって、5割は市が公費で負担する、5割は利用者が負担するという感じで、ものによっては7割を負担してもらおうとか、率を定めてそれを割り戻して1時間あたりこれぐらいうのコストになるということです。ただその結果、算出された数字が、例えばあまりにも急激に上昇率が高い、これまでに比べて高い場合には、2倍以内ということで上限を設けています。あとは、大分市や日出町であるとか、同種の公共施設に比べてどうなのかといった評価も行いながら、パブリックコメントもし、最終的にこれくらいの料金を負担していただくというふうに決めております。

山本委員 これはこのあとにも影響してくるんですけど、端数の処理というか、1円が必要なのか6円が必要なのか。ぱっと見ると一番下に、「合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」と書いてあるんですけど、消費税も10%に上がっている状況で、この端数の意味合いというのはあるんですか。計算式でこの端数が出てきて、それが処理できないという、そういう状況なんですか。ちなみに改定前、現行は端数がないですよ、これを見ると。

社会教育課長 例えば1時間で356円ですが、2時間使った場合は712円となります。そのときに10円未満の端数を切り捨てて710円ということになりますので、これを1時間350円としてしまうよりも、より厳密な価格設定に基づいた金額が徴収できるということで、1円単位まで端数を出しているところです。

山本委員 では最終的な支払いは、1円単位は発生しなくて切り捨てるということですね。もう少し計算しやすくしてもいいのかなと思いますけど。これはそれこそ市役所本体との兼ね合いもあるんでしょうけど、そちらのほうでもこの端数処理はこういう形でやられているわけですね。

教育部長 基本的には今説明したとおり、条例上の料金については1円単位で出しますけど、実際徴収する金額については切り捨て処理をするということなんです。教育部の所管ではありませんけど、温泉施設においては、単位が細かすぎると非常に払にくい、あるいは集計しにくいのではないかとということで、金額を300円とかきれいな数字に設定した公共施設もあると聞いております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第4号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第4号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第5号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 議第5号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。13ページをご覧ください。別府市市民会館の設置及び管理に関する条例でございますが、新旧対照表がございまして、条例の書きぶりを改正している箇所もございまして、こちらは内容は変わっておりませんので、使用料の部分だけ説明をさせていただきます。別表の、大ホールです。平日料金で9時から12時まで4,620円を6,930円、12時から17時まで7,700円を11,550円、17時から22時まで7,700円を11,500円、9時から22時まで16,500円を24,750円。次に土・日・祝日でございますが、9時から12時まで5,775円を8,662円、12時から17時まで9,625円を14,437円、17

時から 22 時まで 9,625 円を 14,437 円、9時から 22 時まで 22,000 円を 33,000 円とそれぞれ改めるものでございます。こちらにつきましては、議決後、令和 2 年 9 月から市報、ホームページ等で広報いたしまして、10 月 1 日より施行しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 これは端数は処理しないんですか。

社会教育課長 はい。計算式に基づいて出した数字を端数処理します。

小野委員 1.5 倍になっていますね。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 5 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 5 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 6、議第 6 号 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 議第 6 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。17 ページをご覧ください。別府市美術館の設置及び管理に関する条例でございますが、観覧料につきまして、小学生、中学生の普通観覧料が 52 円、団体が 31 円だったものが、それぞれ無料にしております。高校生、大学生、一般につきましては、普通観覧料が 105 円、団体が 73 円だったものが、それぞれ 210 円、146 円に改正するものでございます。こちらの使用料も、市民会館と同様に 10 月 1 日より施行しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 6 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第6号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第7、議第7号 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 議第7号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。22ページをご覧ください。別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例でございますが、別表のコミュニティーセンター使用料で、まず多目的ホールの平日と休日の料金をそれぞれ現行から改正案に改正しようとするものです。それからその下に冷暖房費がございます。こちらのほうを新たに改正案のとおり設定をします。これにつきましては、次のページをご覧ください。24ページの備考欄の5番にある「冷暖房量は各室の使用料の5割に相当する金額を使用料に加算する。ただし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」という部分を削除いたしまして、別表のほうにその金額を記載しております。それから、23ページの相撲練習場でございますが、こちらも、個人使用の一般と小中学生、専用使用につきまして、それぞれ現行から改正案のとおり改めようとするものでございます。次のページをご覧ください。こちらがコミュニティーセンターの入浴料です。入浴料につきましても、現行から改正案のとおり改めようとするものです。この別表の下から2段目、入浴回数券大人30回分と、その下の入浴回数券小人30回分とございますが、こちらをそれぞれ市民入浴券という名称に改めます。さらに、25ページの備考の欄の12番を新設いたしますが、「入浴回数券及び市民入浴券の有効期間は、発行の日から起算して1年とする。」と新たに設定いたします。こちらの改正案も、10月1日より施行しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 入浴料に関しては、単価については大人が上がっているんですね。ただ、市民入浴券は割引率が高くなっているということですか。

社会教育課長 こちらにつきましては、市営温泉と同じような形式で料金改定を行いました。それで、ちょっといびつな感じですが、こちらのほうは端数を処理しております。入浴回数券も30回券の分につきましては、現行よりも割

引額を大きくしております。

山本委員 この入浴回数券は、大人 10 回分が 2,700 円で、市民入浴券 30 回分は 4,000 円となっていますが、市民というのは何か提示をして確認しないと購入できないんですか。

社会教育課長 はい。身分証明になるようなものを提示していただいて、市民であることを確認後、購入していただくこととなります。

小野委員 市民の証明というのは、何を提示したらいいんですか。

社会教育課長 健康保険証とか免許証等を提示していただくこととなります。

寺岡教育長 他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 7 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 7 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 8、議第 8 号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 議第 8 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。28 ページをご覧ください。別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例でございますが、「第 5 条第 1 号及び第 2 号に規定する者」とありますが、これは、学校行事等で参加する児童生徒や、中学生までの団体などの指導者及び引率者や児童生徒のことでございます。こちらのつきましては、料金改定はございません。下の段の「第 5 条第 3 号に規定する者」ですが、こちらは、その他、少年自然の家を利用することが適当と認める者、ということで、指導者以外の利用者、保護者とかそういった方になります。これにつきましては、1 人 1 泊あたり 509 円だったものを 763 円、宿泊しない場合は 204 円だったものを 306 円に改正するものでございます。こちら、10 月 1 日より施行しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、

何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第8号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第8号は同意することに決定いたしました。

◎ **別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例の一部改正について**

寺岡教育長 次に議事日程第9、議第9号 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

社会教育課長 議第9号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。32ページをご覧ください。別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例でございますが、別表でそれぞれ現行から改正案のとおり改正をするものでございます。現行の備考欄に「冷暖房料は各室の使用料の3割に相当する金額を加算する。」とありましたものを、別表の中に加えるようにしております。それから、視聴覚室の平日と土曜日曜祝日と書いてありますが、改正案では、土曜日曜休日に改めようとするものでございます。こちらも、10月1日より施行しようとするものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第9号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第9号は同意することに決定いたしました。

◎ **別府市公民館条例の一部改正について**

◎ **別府市公民館条例等の一部改正について**

寺岡教育長 次に議事日程第10、議第10号 別府市公民館条例の一部改正についてと、

議事日程第 11、議第 11 号 別府市公民館条例等の一部改正については、関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

社会教育課長 議第 10 号及び議第 11 号につきましては、規定により意見を求めるものでございます。

まず議第 10 号につきましては、お手元に A 4 横の資料を配布しております。こちらをご覧ください。これにつきましては、なでしこ分館が閉鎖することに伴いまして、なでしこ分館にかかる部分を削除するものでございます。まず第 2 条の 2 項の部分を削除いたします。それに伴いまして、第 3 条に「第 2 条 1 項に規定する」とありましたが、これがなくなりましたので「同項に規定する」というふうに変えております。それから第 5 条でありますが「第 2 条第 1 項に規定する」というのも、この部分を削除いたします。第 5 条第 2 項では「第 2 条第 1 項に規定するそれぞれの公民館」とありますが、こちらは「別府中央公民館以外の公民館」と改めております。以上が議第 10 号関連の改正でございます。

続きまして、議第 11 号関連の改正でございますが、46 ページをご覧ください。こちらの別表で、公民館の使用料の改正を行います。まず、講座室・会議室・研修室・料理室が、1 時間につき 550 円以内とありましたものを、742 円以内に改めます。またこの詳細につきましては、別府市公民館使用料の額を定める規則で、別途定める予定でございます。それから 47 ページに別表を新設しております。こちらが体育館の使用料に関する部分でございます。体育施設が公民館に付設するために、公民館の条例の中に体育館の使用料について規定するように今回記載をしております。それで、西部地区公民館、中部地区公民館、南部地区公民館、朝日大平山地区公民館の体育室の使用料について定めておりますが、使用料の額につきましては、現行と変更はございません。また備考欄に、本規定の元でございます「別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例」に記載をしている内容と同様でございますが、1 から 7 までにつきまして、記載をしております。48 ページにつきましては一部変更がございまして、こちらが現行から追加になった部分でございますが、4 番に「使用料及び加算金には消費税及び地方消費税を含む」とありますが、6 番と重複しております。こちらにつきましては、ミスプリントでございますので、お手元に差し替え分を配布しております。こちらの 4 番が正しいもので、「使用時間には、準備及び後始末の時間を含む」というのが改正案でございます。こちらも、10 月 1 日より施行しようとするものでございます。49 ページと 50 ページの野口ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例でございますが、こちらも別表の使用料の部分を現行から改正案のとおり改めようとするものでございます。まず研修室につきましては、部屋の広さが違いますので、部屋の広さごとに分けております。研修室(1)(2)(4)(8)が 1 時間につき 206 円、研修室(3)(5)(6)が 159 円、研修室(7)と料理室が 152 円といたします。それから、別表 2 を新設いたしまして、体育室に係る部分について設定をしております。こちらの分につきましては、これは現行と同様の金額でございます。50 ページにコンセント 1 個 1 回につき 2,200 円とありますが、こちらは 220 円の間違いでございます。申し訳ありません、訂正をお願い

いたします。備考欄につきましては、これまでの公民館の付設の体育館と同じ内容でございますが、4に先程と同じように「使用時間には、準備及び後始末の時間を含む」を追加しております。以上でございます。

スポーツ健康課長 それでは議第 11 号のスポーツ健康課関係部分についてご説明いたします。これは、今社会教育課長から説明がありましたとおり、4月の機構改革に伴い、各地区体育館を各地区公民館の施設とし、野口ふれあい体育館及び野口ふれあいグラウンドを、野口ふれあい交流センターの施設とすること、並びに公民館、野口ふれあい交流センター及び市営体育施設の使用料を改定すること等に伴い、条例を改正するものでございます。

51 ページをお願いいたします。別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表で説明をさせていただきます。52 ページをお願いいたします。第 2 条の施設の名称及び位置について、左側 6 段目の西部地区体育館から野口ふれあいグラウンド及びヨット艇庫を削除いたします。なお、このヨット艇庫につきましては、旧ヨット艇庫でありまして、来年度解体工事を予定しております関係で、条例から削除することとしております。また、その下の第 3 条にありますように、機構改革に伴い、別府市営体育施設の所管が市長部局に移ることになりますので、「別府市教育育委員会」が「市長」になります。また、第 4 条の休館日等についても、57 ページから 58 ページにありますように、西部地区公民館から野口ふれあいグラウンド及びヨット艇庫を削除いたします。同条 2 項から 61 ページの第 17 条までにあります「委員会」を「市長」に変更いたします。また、今回の使用料の改定に伴いまして、61 ページの別表 体育施設使用料にありますように、実相寺球場使用料を 1.2 倍、62 ページの公園テニスコート使用料を 2 倍、63 ページの温水プール使用料を 1.1 倍、64 ページの青青山プール使用料を 1.3 倍、66 ページの市民球場使用料を 1.2 倍、67 ページの実相寺サッカー競技場使用料及び同管理棟使用料を 1.2 倍、68 ページの体育館使用料をアマチュアは 1.3 倍、その他は 1.5 倍、70 ページの野口原総合運動場使用料の陸上競技場フィールド部分、軟式野球場、ソフトボール球場をそれぞれ 1.2 倍、71 ページのその 11 及び 72 ページのその 12 は削除、73 ページの弓道場・アーチェリー場使用料を 1.2 倍にし、使用区分に高校生の区分を新設、それから 75 ページの総合体育館使用料は、アマチュア 1.3 倍、その他は 1.5 倍、81 ページの実相寺パークゴルフ場使用料を 1.3 倍に改定するものでございます。以上で説明を終わります。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 コンセントについて公民館関係にいっぱいあるんですけど、これは特別なコンセントなんですか。

社会教育課長 これは通常のどこにでもあるようなコンセントです。

山本委員 これは皆さん本当にきちんと支払いをされているんですか。

社会教育課長 申告制でございますが、きちんと3か所使ったとか1か所しか使わなかったとか、そういった形です。

山本委員 これはびっくりするのが、場合によっては部屋代よりも高いというか、部屋代が非常に安くて、コンセント1口1回のほうが高いみたいな。特別大容量使うという意味でもないんですね。今皆さん携帯を持っていて、充電するのに使ったりとか、そういうことは結構日常的にやられていると思うんですけども、例えば、コンセントの使用が申し込まれなかったらそのブレーカーを落としているとか、そういうようなことはされているんですか。

社会教育課長 決してそこまではしておりません。良心を信じてというか。

山本委員 だんだんご時世として、こういうのは部屋代に含むとか、そういうふうな形にはならないんでしょうかね。

社会教育課長 部屋代に関しては、あるものをそのまま使うという形ですが、コンセントにつきましては電気代がかかりますので、別途計上しているところでございます。

山本委員 ちなみに、医療機関は通知が随分前に出ていて、電気代を個別にとってはいけないというふうになっています。だから電気代は基本的には無料、ただ皆さんご存じのようにテレビはテレビカードを挿さないと見られない。普通に使う電気代は請求してはいけないとなっています。

教育部長 確かに時代にそぐわない部分もあるかもしれませんが。今回は、先程言いましたように維持管理費から1平米あたりの単価とかですね、利用者一人あたりの単価を割り戻して出しているのですが、ちょっとコンセントの部分は、光熱費ということになると、二重になっているかもしれないので、その辺はまた今後検討したいと思います。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第10号、議第11号は原案に対し同意することにござい異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第10号、議第11号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について

寺岡教育長 次に議事日程第 12、議第 12 号 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長 議事日程第 12、議第 12 号 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものであります。
86 ページをお願いします。別府市営クレ射撃場を、大分県クレ射撃協会に令和 2 年度から令和 6 年度まで長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 これは今現在、大分県クレ射撃協会に貸し出しをされているのですか。

スポーツ健康課長 はい、今現在も 5 年間県のクレ射撃協会に同じような貸し出しをしております。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 12 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 12 号は同意することに決定いたしました。

◎ 別府市教育部事務分掌規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事日程第 13、議第 13 号 別府市教育部事務分掌規則の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 87 ページをお開きください。議第 13 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。88 ページから説明をさせていただきます。
令和 2 年 4 月 1 日に行われる別府市の組織機構改革に伴いまして、教育部関係の事務分掌規則の一部を改正するものでございます。教育委員会の各課にまたがりまますので、一括で教育政策課のほうから主だったところを説明させていただきます。これまでも定例教育委員会の中で報告等をしてまいりましたが、4 月 1 日からの全庁的な組織機構改革によりまして教育部

は、現在4課8係でございますが、これを3課9係へと再編されます。一番大きな変更点は、スポーツ健康課が廃止されまして、これまでスポーツ健康課が所管しておりました事務のうち、学校体育などに関する事務については学校教育課へ移管し、それ以外の事務は、市長事務部局に新設されますスポーツ振興課という部署へ移管をいたします。これによりまして、別府アリーナや市民体育館等の所管については、市長事務部局へ移管されます。

88ページの下の方に記載しておりますように、新たにできますのが保健給食係というのがございます。こちらについては、現在教育部スポーツ健康課で所管しております保健給食に係る部分、こちらが新しく教育政策課へ移って新しい係として新設されます。同じく、その下にありますように、教育政策課の中には新たに教育施設整備室なるものが新設されます。こちらについては、(1)からありますように、別府西中学校の建設、新学校給食共同調理場の建設に関する事、89ページの上にありますように、新図書館等の整備に関する事、といった事務を所管することになります。

学校教育課関係では、現在、総合教育センターというものがありますが、名称を教育相談センターと改めまして、これまで総合教育センターで行っておりました生徒指導と研修に関する事務を、本庁の学校教育課の中に新たに設置する安全支援係の中で所管することになります。

今回このような組織の改編が行われることに伴いまして、教育部の事務分掌規則の一部改正を行うものでございます。以上、簡単ではございますが改正内容の説明とさせていただきます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 人員としては、減になるんですか。

次長兼教育政策課長 現在、配置人員については、人事担当部局と協議中でございますが、新たに教育施設整備室ができて、新設する係がありますので、その分については今までより増えます。逆にスポーツ健康課の一部がなくなったりしますので、全体で考えますとやはり増員ということで予定をしております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第13号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第13号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事日程第 14、議第 14 号 別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

総合教育センター所長 議第 14 号は、別府市総合教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。

115 ページの新旧対照表にてご説明させていただきます。先程説明がありましたように、機構改革に伴い、別府市総合教育センターの行う事業を見直したことにより、施設の名称が、別府市教育相談センターに変わりますので、規則の題名及び規則内の「別府市総合教育センター」との表記を「別府市教育相談センター」に改めます。また、現在総合教育センターで行っています研究研修、生徒指導に関する事務は、学校教育課指導係及び新設されます安全支援係に移管されますので、第 2 条、第 3 条内の研究研修、生徒指導に係る内容を削除し、第 2 条（組織）にて「教育相談センターに教育支援室を置く」と改めております。

116 ページをご覧ください。第 4 条を第 3 条に改めておりますが、同様に、職務を教育相談の企画実施、教育支援室の運営及び学校等への指導助言と改めております。併せて、施設の使用承認申請書についても変更しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 別府市教育相談センターは、旧野口小学校になるんですか。

総合教育センター所長 旧野口小学校、野口ふれあい交流センターの南館の 3 階で、場所は変わりません。

山本委員 適応指導教室、ふれあい学級ですか、あったと思うんですけど。

総合教育センター所長 適応指導教室、ふれあいルームが教育支援室になります。

山本委員 基本的にはその適応指導教室の機能に特化するということですか。

総合教育センター所長 適応指導教室と合わせまして、現在も行っております教育相談に特化した施設になります。スクールソーシャルワーカーや心理士を配置しておりますので、教育相談センターとして教育相談の活動も行っていきます。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 14 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 14 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（１）

寺岡教育長 次に報告第 1 号、寄附受納についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは寄付受納につきまして、学校教育課関係分についてご報告いたします。番号 1、生活協同組合コープ大分様より、絵本「みつけたよ！だんごむし」を 14 冊ご寄附いただいております。これは市内幼稚園 14 園に送っております。続きまして番号 2 から 6 になります。別府市美術協会様より、令和元年度別府市美術展入賞作品を合計 5 点、それぞれ日本画、洋画、工芸彫刻、書道、写真 1 点ずつをいただいております。それから、今資料をお配りいたしました、毎年 1 校に日本美術協会様より作品を寄贈いただいております。これまでに市内中学校 8 校にいただいております。そのあと昨年度は境川小学校にいただいております。今年度はこの作品につきましては、南立石小学校にいただいております。令和 2 年度は亀川小学校にいただく予定でございます。以上でございます。

社会教育課長 社会教育課からは、7 番から 23 番までご報告いたします。まず 7 番 8 番ですが、渡邊惣一郎氏のはがき 148 枚、色紙 31 枚を田口敦久様よりご寄附いただいております。それから 9 番 10 番です。木村利三郎氏の版画 47 点、水彩画 10 点を木村秀夫様よりいただいております。11 番から 13 番です。池田祐介氏の絵画「太古の情景」「太古の情景・空」「時の囁き」をご本人からいただいております。14 番から 17 番でございますが、戸坂一枝氏の絵画「緑風」「森の詩」「緑韻」「雪映」を安部謙三様よりいただいております。18 番から 22 番です。阿南英行氏の油彩画「よこたわる人」「行く人」「鳥と少年」「森の記憶」「樹と青年」をご本人からいただいております。それぞれ美術館の充実及び市民の芸術文化振興のためご寄附いただきました。最後に 23 番の自走式草刈り機ですが、別府中央ライオンズクラブ様より、少年自然の家「おじか」に、青少年健全育成推進事業の一環としてご寄附いただきました。なお、自走式草刈り機につきましては、昨年 10 月に開催いたしました少年自然の家「おじか」の 40 周年記念式典で、目録の贈呈をいただいたものと同じものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。

山本委員 1点で価格がそれなりに結構高いものもあるんですね。

小野委員 この寄附をいただいたものは、美術館に展示しているんですか。

社会教育課長 そうです。まず、渡邊惣一郎さんの作品につきましては、2階に版画室がございまして、日本画の展示をしております。その前に机を置いてございまして、そこに作者の資料といたしまして、こちらのはがきを展示してご紹介させていただいております。それから木村利三郎さんにつきましては、版画室に作品を20点ほど展示しております。3か月に1回作品の入れ替えを行っております。それから池田祐介さんの作品につきましては、現代絵画展優秀作品を1階奥の現代絵画の部屋に展示しております。戸坂一枝さんの作品は、年末に寄贈を受け、1か月版画室に展示をしておりました。実は市役所1階に展示コーナーがございまして、そちらのほうに現在展示をしております。それから阿南英行さんの作品につきましては、来年度、地元作家の作品展を企画し、その中で展示を行う予定でございまして。

山本委員 値段が張るということは結構大きさもあるのかなと思うんですけど、その保管はまだ余裕があるんですか。保管が結構大変と思うんですけど、その辺は大丈夫なんですか。

社会教育課長 保管する専用の部屋がございまして、そちらのほうに保管しております。まだ余裕がございまして。

山本委員 あそこの旧ニューライフプラザにあるんですか。

社会教育課長 はい、現在の別府市美術館の中にございまして。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようございまして、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第2号、2020年度「別府市教育行政基本方針」についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

教育政策課参事 それでは、1月の定例教育委員会で議決をいただきました2020年度「別府市教育行政基本方針」の一部変更についてご報告いたします。
A3サイズカラー印刷でお配りしております資料をご覧ください。まず表紙の右半分の方でございまして、2枚写真がありますが、両方とも差し替えていただきました。まず右上の写真につきましては、グローバル人材育成事業の授業風景でございまして、左下は三世代交流事業の活動の様子で調理をしているところでございまして。

次に、裏面をご覧ください。まず、左側中央の「新しい学びの実現」のさらに左端にあります2番目の◎「カリキュラム・マネジメントの推進」だったものを、「カリキュラム・マネジメントの充実」に変更し、3つ目の◎の授業改善のうち、「問題解決的な学習の推進」を「主体的・対話的で深い学びの実現」に変更しています。また、その下の部分の枠囲みの中で、「生徒指導の3機能を生かした授業」とあったものを、今回「授業」のあとに「学級づくり」を付け加えております。さらに、前回ご指摘をいただいた箇所でございますが、中央の一番下の部分の「教育基盤の整備」のうち、「新図書館」に「等」を付け加えて「新図書館等」にしております。さらに、前回「新給食共同調理場」となっておりましたので、「学校」という文言を付け加えて「新学校給食共同調理場」としております。次に右側の中央部分の、「コミュニティ・スクール 地域学校協働活動の発展」の右端にあります、下の◎の部分ですが、「地域学校協働活動の充実」の事業名を、「コーディネーター配置モデル事業」とありましたものを、今回「教育魅力化事業」に変更しております。

次に、裏表紙になる部分をご覧ください。「2020年度 主な取組とその指標」でございます。最初に、「主に学校における施策」Ⅱの⑥「いじめや不登校の早期発見・早期対応の充実」の取組アからオの指標につきまして、その先頭に他の指標と区別する意味から、【取組指標】という文言を付け加えております。次に「主に学校における施策」Ⅱの⑨と、「主に地域における施策」Ⅰの①の取組名でございますが、それぞれ「学校人権」「社会人権」の後の名称を、前回は「同和教育の推進」とありましたものを、「部落差別解消推進教育の充実」と変更しております。これは県の方針に従ったものでございます。次に、「主に学校における施策」Ⅲの①「別府学の推進」の指標の中で、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがあると回答した児童生徒の割合50%以上」となっておりますが、前回はこの指標につきましては、カッコ書きで（全国学力学習状況調査質問紙より）と注釈を書いていたものを削除しております。最後に「主に地域における施策」Ⅲの②ですが、前回は「統括コーディネーター配置モデル事業」としていたものを「教育魅力化事業」と事業名を変更しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございましたらお願いいたします。本年度の課題を踏まえて、来年度に一体どのような教育をしようとしているのか、その道標になるようなものですが。

山本委員 多分前回不登校に関して話をしたと思うんですが、前と比べようがないんですけど、すみませんが、不登校の部分だけ、こういうふうに変更したとかいう説明してください。確か不登校に関しては、大分大学の山崎先生からかなり厳しいC評価を受けたと思うんですけど。

教育政策課参事 前回お示ししましたものからは、指標の中身自体は特に変わってございません。

寺岡教育長 どのように対策をするのか、というご指摘と思うんですけど。

総合教育センター所長 取組指標という形で表現しないと、なかなか成果を表すのが難しかったというのが現実です。ただ来年度に関しましては、☆印がついておりますアとウの取組に力を入れる予定にしております。まず、心理相談員による訪問相談ですけれども、今現在2人の心理士を総合教育センターに配置しておりますけど、来年度は1名増で3名配置になる予定です。また、スクールソーシャルワーカーも、先程学校教育課長がご説明いたしましたように1名増で、不登校の出現率の高い地域に重点的に配置をする予定にしております。心理相談員、スクールソーシャルワーカーともに、ほとんど家庭に入っていきような、訪問して支援をするような、また、今とても難しくなっています不登校の、何に起因するのかというアセスメントに力を入れていきたいと、来年度はそういう取組を考えております。それで、指標のところは訪問の相談回数に関して設定しているところでございます。

山本委員 そういう取組の指標というのもあると思いますが、結果がどうなのかというアウトカムの評価だと思うんで、それは、一番上に書いている、全国不登校出現率1,000人あたり小学生6.9人、中学生36.2人以下を目指していこうという取組だと思うんですけど、こういう人員を増やすとか予算を増やしてこういう対策をして、これが達成できるのかと。見込みですよ、本当に減らせるのかと。これはやってみないと当然分からないところだと思うんですけど、C評価というところが。やっぱりかなり厳しいC評価だと僕は思うんですけど、山崎先生の文章を読んで。そうすると、次回また同じような、CからDに評価されるような感じなんで、少しでもこれが改善されるような取組を、ぜひ来年度はお願いしたいなと思っています。

総合教育センター所長 現実的には本年度も非常に厳しいです。国の不登校児童生徒の支援のあり方についても、社会的自立をとということで、子どもによっては、休まなければいけないそういう時期もあると、エネルギーを溜めなければいけない時期もあると定められているところなんですけど、今行っている一人ひとりの子どもたちに対する支援が、本当に適切なのかというところを個人的には見定めなければいけないなと思っています。そこがアセスメントと先程申しましたけども、本当に支援ができていけば、総合教育センターで関わる子どもたちは確実に変容しているのが現状です。ただ、それは正直言って、多くの不登校の子どもたちのある一部分の子どもたちになります。多くは学校が抱えているわけですけども、連携しながら子どもをしっかり捉えて、適切な支援をしていけば、有益な現象にはならなくても救える子どもたちが増えてくるのではないかとこの取組をしているところです。併せて学校にお願いしているのは、認め合える集団づくり、学校づくりのところ。子どもたちが安心して行けるような学校づくりですね。分かる授業、授業づくりが基本になると思いますけど、認め合える集団づくり、短時間グループアプローチ等、子どもたちと関わって認め合える集団づくりを進めていこうということで、今進めているところでございます。

山本委員 職業柄いろいろ関わる人が多いんですけど、比較するのは良くないかもしれませんが、他市の患者さんを診ることもありますし、別府市の患者さんを診ることもあるんですけど、別府のふれあいルームですね、僕は非常にいいと思うんです。比較すると怒られるかもしれないけど、その市は適応指導教室に行かせようとしても、実はなかなか行けないんですよ。2週に1回、それも1時間しか行けませんとか。そういうことをやっていたら絶対不登校なんか解消できるわけがないんですよ。でも別府市は、結構週4回来ていいですよとか、良ければどんどん来てくださいというような、そういう形で関わりを持ってきて、別府市のふれあいルームを上手く活用すると、そこから復帰できる、それも最近利用したケースだと、やっぱりずっとそこを利用するんじゃないかと、学校に戻すような努力もされていますよね。そういうのをぜひ自信をもってやっていくと、僕は結果が出てくるんじゃないかなと思います。非常に批判の強い部分だと思います。非常に大きい部分なんですけど、僕は、別府市は決して遅れていないと思いますから、ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

総合教育センター所長 ありがとうございます。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。非常に大事なご指摘だったと思います。学力なのか人間関係なのか、総合的に見ると人権教育、いわゆる子どもの人権を奪っているというようなところを、やっぱり一人ひとりの教員が本気になって、校長先生を中心にやっていかないといけないというご指摘だったと思います。ぜひ子どもの人権を尊重していくという、そういう職員を一人でも多く育てるということだったと思いますね。何とかC評価をもう少し。小中連携をやっている、地域とともにやっているの、学校教育だけでは限界というように負担がいつていますので、抜本的に授業改善ということ今年を出していますので、新しい学びの実現ということですから、ぜひ全精力をもって子どもたちを救っていきたいという想いの教育委員さんのご指摘だったと思います。予算もだいぶつけていただけますし、機構改革もごきますので、何らかの形でやっていきたいと思っています。その他はよろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでごきますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（1）

【概要】 ※社会教育課長より、令和3年別府市成人式について説明があった。

寺岡教育長 法改正によりまして、令和4年から成人年齢が変わってきますね。その辺の対応はどうなっていますか。

社会教育課長 ご指摘のとおり、18歳からが成人の対象になりますので、それについては

早急に方向性を出さないといけないと考えております。現時点の状況をご報告いたしますと、まず昨年の12月9日現在で大分県の様子ですが、大分市は20歳の方をお祝いするという事で決定しております。それから国東市が19歳の方を8月にお祝いするという事で、ただこれは事務局内での方針で、正式な決定ではないということです。その他の市につきましては、検討中ということでございます。それから今年実行委員をされた14名の成人の方にアンケートを取りました。14名中10名から回答がありまして、皆さん20歳が良いということで回答をいただいております。理由といたしましては、5名の方は受験があるから、それから3名の方は高校生で成人式を迎えるよりも20歳の方がキリがいいのではないかとということ、2名の方は合法的に飲酒や喫煙ができるようになる20歳の方がいいのではないかとのご意見でした。

それから、2019年の1月7日に、日本財団が18歳の意識調査を行っておりまして、全国の17歳から19歳の男女800人を対象にアンケートを行っておりますが、20歳が良いという方が74%、18歳が良いという方が23.9%いらっしゃいました。20歳が良いという理由につきましては、先程の実行委員と同じような意見ですが、18歳だと受験に重なる時期だから、と回答した方が62.8%、18歳だと進学のため金銭的に余裕がないから、と回答した方が33.6%いらっしゃいます。こういったアンケート調査等に基づきまして、早急に結論を出していかないといけないというふうに考えております。また、「成人式」という名称なのか「20歳（はたち）を祝う会」という名称なのかということも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。では以上でこの項は終わります。

◎ その他（2）

寺岡教育長 次にその他（2）、新型コロナウイルスに係る対応について、説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 125ページをお開きください。この資料は2月19日にプレス発表したものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、別府市では市が主催する行事の一部を中止または延期する措置をとりました。項番1にありますように、中止または延期する行事につきましては、当面の対応として3月までの行事のうち、①不特定多数の参加者がいる行事、②高齢者が多く参加する行事、③中止や延期をしても市民生活に大きな支障を及ぼさないと判断される行事を対象としております。126ページから127ページには、実際に中止または延期となる行事一覧を掲載しております。教育部関係では、No.4の2月27日開催の「身近な人権講座」を中止、No.6の第4回別府市子ども読書活動応援ボランティア研修会を中止、No.18の市営温

水プール無料開放を中止、No.26 の老人憩いの家・なでしこ分館閉館式については延期という措置をとっております。なお、その後のいろんな報道等で、学校等にも注意喚起をしておりますので、その対応を含めてスポーツ健康課長から説明させていただきます。

スポーツ健康課長 今お手元にお配りしております。これは2月20日付で各学校に宛てて、「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」ということで、通知文を配布いたしております。今までも、文部科学省のほうから県教委を通し通知された文書について、各学校に流してきたところでございます。ただし、新型コロナウイルス感染症につきましては、報道のとおり日々状況や対応等が変化しておりますので、十分そこに注意をしなければならぬと考えております。現在、別府市立学校の新型コロナウイルスに伴う対応について、学校が主催する行事の当面の取扱い等につきましては、方針を策定中でございます。明日中には作成し、明後日金曜日に臨時校長会を開催して、その中で説明をしたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ありがとうございます。教育委員の皆様、よろしいでしょうか。

山本委員 医療機関をやっておりますので、そこからの視点ですけど、感染症対策で大切なのは、私個人としてはやっぱり情報の収集と対策の徹底だと思っています。まずきちんと情報を把握することが大事で、風邪症状が見られるときは学校を休むこと、ということも書かれていますので、欠席者の数を見ると、今どのくらい流行しているなということが、非常に敏感に感じ取ることができると思います。別府の医師会も風邪等は全例を挙げている、ホームページでもグラフを出していると言っていましたので、そういうものの上昇を見ると、全例をPCRで検査ということは当然できませんから、何か起こっているということは分かってくると思います。そういう意味で、きちんと情報を収集されるのが非常に大事なかなと思っています。情報が錯乱しだすと、対策が打てなくなってくるので、きちんと情報を各学校ごとに集めて、それを集計されるということが大事なことかなと思っています。それから、もう一つは対策を立てることなんですけど、実は、対策を立てることが大事なじゃなくて、それを徹底させることが非常に難しく、それが感染を予防する上で一番大切なところかなと思っています。そういう意味で、ここに対策が書かれていますけど、これを徹底させるということが、実は一番大切で一番難しいわけです。病院も結構一生懸命やっていますけど、ここを通るときには必ず消毒しましょうと言っても、必ずしも全員が消毒しなかつたりしますので、4番の「こまめにアルコール消毒しましょう」と書いていますけど、こまめについて一体どのくらいなの？で、結局一回も消毒していない、ということが往々にしてありますので、対策を徹底するというのが大事になってきます。まだ大分県内、それから別府市は感染者がいませんから、そこまで緊張感はないかと思いますが、発生してきたときにどうするのかということを、予め決めておいた方がよろしいのではないかなと思います。うちの病院ではある程度決めてあります。感

染レベルの1、2、3、4番と決めていて、今2番で動いていますけど、次こうなったら3番に上げようというふうなことを決めてあります。あまりヒステリックになるといい対策ができないので、状況に応じた冷静な判断というのにも必要になってきます。それから、物資が少なくなってきましたので、大変だといっていきなり全部使ってしまうと、本当に必要な時に物がなくなってしまうので、在庫管理も必要になってくると思います。その辺を注意しながら、よろしくお願いします。

小野委員 今、学校でアルコール消毒がどの程度できているのかお聞きしたいのがひとつと、マスクをしていない子や咳をする子に対しては、マスクはどれくらい学校で対応できるのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

スポーツ健康課長 マスクにつきましては、市としてもなかなか手に入らない状況です。ですので、基本的には自己責任においてお願いしなければいけないのかなというふうには考えております。

小野委員 アルコール消毒は、例えば教室に1つとか、どの程度できるようになっているんですか。

寺岡教育長 廊下等には置いていますね。

人権同和教育啓発課参事 基本的には教室に1つあります。それから保健室に1つ、職員室・事務室に1つずつ。ですので、ほぼ各部屋に1つずつはあります。ただ、補充する消毒液がどの程度残っているかということは、私の方では分かりませんが、ポンプ自体は各部屋に1つずつあります。

教育部長 全般的に補足を含めてなんですけど、先程山本委員からお話もあったように、現時点で、大分県内、別府市内感染者が出ていないんですけども、大分県のほうでは、コロナウイルス対策本部というのを、昨日15時30分に立ち上げました。別府市も感染者は出ていないんですけど、昨日の16時30分に別府市のコロナウイルス対策本部というのを立ち上げました。ご指摘のとおり、今後は健康づくり推進課、それから防災危機管理課を中心に、情報の収集と共有を図っていくという体制を整えたところであります。ただ、それぞれの所管部署が、自分のところが抱えていることについて、しっかりと心配を考えていけないといけないので、教育部も昨日の夕方の部課長会議において、今週中に、発生した場合のリスクマネジメント、どういうふうに対応するかということと、それからご指摘のあったとおり、実態を把握するため、至急マスクや消毒液の在庫といった調査するように指示をしているところです。各学校には、県教委を通して文部科学省から届いた文書を流しておりますけども、まさに山本委員がおっしゃるように対策を徹底しなければなりません。だから、もう一度我々のほうからしっかりと各学校長に対して、対策の徹底という部分で、再度指示を出していかないといけないということで、金曜日に臨時校長会議を開いて、もっと詳しく細かく対策をとるように指示する予定になっております。日々状況が変わ

っておりますので、少し後手後手に回っているところがあるので、至急、明日明後日中には今ご質問があったようなことに的確に答えられるようにしていきたいと思っております。

小野委員 危機管理意識をもって、そこは早く対応していただきたいと思います。ちょっとよその県に行ったんですけど、新幹線に乗ったとき、京都駅で降りる人は1人でした。帰るときに小倉で降りようと思ったら、車両に5人しか乗っていませんでした。そういうことは滅多にないし、いろんなところでそれくらい信じられない状況です。なってからではなく、なることを想定してすぐしていただかないと大変なことになるかなと思います。出なかったら、出なくてよかったねという感じで、出たときに即対応ができるようにしていただきたいと思います。

教育部長 それとですね、来週中学校の卒業式があるんですが、この対応についても、明日明後日で正式に決めます。やはり縮小、時間短縮という方向で考えておりますので、そういった形をとらせていただきたいと思います。あとは入試もありますし、4月に入ると入学式、その後は修学旅行というのもありますので、前倒しで想定して、いつまでにどういう方針を立てるということも含めて、また発生した時にはマニュアルに沿って指示を出していく、連絡していくということ、至急まとめておきたいと思っております。また、その内容については、教育委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

山本委員 前教育委員であった明石先生は感染症の専門で、今テレビに出ている解説者は、長崎大学の熱帯医学研究所、それから内科出身の方が非常に多いんですね。明石先生は長崎大学の内科感染症の専門のご出身ですから、ぜひアドバイスいただくと、いい知恵をいただけたらと思います。

寺岡教育長 そうですね。それでは他に質疑等もないようございまして、以上で質疑を打ち切ります。

学校教育課長 別府市学力学習調査の結果が明らかになりましたので、追加でご報告をさせていただきます。

ホッチキス止めの資料をご覧ください。1月10日に実施された別府市学力学習調査の結果の概要でございます。

まず1ページ目は、小学校の結果を載せております。3つ表がございますが、一番上の表をご覧ください。これは別府市の平均正答率、それからこのテストに参加した母体の正答率、そしてその差を示しております。全体的に見ていただきますと、1の母体平均を下回る項目がありますが、最も差が大きいものでも3ポイント以内であり、各学年とも概ね全国平均以上の学力がついているというふうに考えております。ただし、国語の活用力については、まだ伸びしろがあるという結果が明らかになっております。

中段は、前年度の調査との比較でございます。一番下の段の表は、同一児童の結果を追跡したものです。これを見ますと、小学校4年生は、特徴的な点としまして、小3のときに比べると理科の活用以外全て学力の伸長が見られているということ、小学校5年生につきましては、算数が小3から2年連続で伸びているということも見られます。一方で、小学校6年生におきましては、3、4、5年と全国平均以上の学力を維持しているんですが、ここでやや伸び悩みが見られます。

2ページ目は、学校ごとの結果をまとめたものです。最後に、前年度の結果と比較できるようになっております。このように学校ごとで見ますと、学校間の格差が課題であるということが言えます。

次に3ページをご覧ください。中学校の結果の概要です。中学校では1年生、2年生を対象に5教科全てを調査しております。まず一番上の表ですが、中学校1年生につきましては、全ての項目で母体平均正答率を上回るという大変良好な結果が出ております。中2につきましては、10項目中5項目で全国平均以上、下回った項目もありますが、僅かな差に留まっております。ただし、理科の活用については、3ポイント以上の差が見られて、ここに課題があるということが明らかになっております。中段は昨年度との比較です。一番下の段は、同一生徒の結果を追跡したものです。中1につきましては、小6のときと比べますと数学の基礎以外について、全ての項目で伸びが見られていることが分かります。中2は中1のときと比べますと、社会の活用、数学の基礎、活用で伸びていることが明らかになっておりますが、他の項目については伸び悩んでいる、そういった結果が出ております。

4ページは各学校の結果をまとめたものです。小学校・中学校ともに学校間の格差が課題となっておりますが、今回の結果を基に、各学校においては8月までの学力向上プランを作成し、取り組むことになっております。その他、特に重点と言えるのは、弱点の見られた単元については、年度内に可能な限り補修を行う、そういったことを各学校で取り組んでいっているところです。以上でございます。

寺岡教育長 教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 良好ということでよろしいんでしょうかね。

学校教育課長 概要の一番上の表になるんですが、全体的に見ると、平均すると全国平均に比べて遜色ないという結果が出ていますが、先程申しましたように、学校ごとに見ると大きな凹みが見られる。ここが大きな課題だと考えております。原因と考えられるのは、それぞれ学年ごとに異なりますので、指導のあり方に問題があったのか、学級の集団づくりが上手くできていないのが原因なのか、それともその他に原因があるのか、これをしっかりと分析をして、その結果を踏まえた手を打つ、これがとても大事になると考えております。

寺岡教育長 教育委員の皆様この結果を職員会議とかで一人ひとりの先生は、自分の学校

の結果というのは見ることはできない状況ですよ、別府は。ある市町村は、こういうのを全部出して回収するんですけど、意識付けとして、特に小学校の場合は1人の先生が4月から3月まで1人が指導するので、明らかに差が出ますよね。もちろん家庭の状況や前の学年での状況もありますけど、非常に責任がある。中学校も自分の教科が、というのがありますね。学年づくり、学級づくりもですね。何とかマイナスが消滅していくような授業づくりとかそういうものをぜひお願いして、子どもたちを救ってあげたいですね。ですが、課長が言ったように、全体的には非常にいい方向にいつているのではないのでしょうか。その他はよろしいのでしょうか。では以上で終わります。

◎ その他（3）

【概要】 ※令和2年3月定例教育委員会の開催日程について、令和2年3月27日（金）16：30より開催することが決まった。

◎ 別府市任期付職員の採用について

寺岡教育長 ここで追加議案がございます。議事に加えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 本議案は、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定によりまして非公開といたしたいと思っております。賛成の委員の挙手をお願いいたします。

※全委員挙手

寺岡教育長 それではそのようにさせていただきたいと思っております。関係者以外の退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第15、議第15号 別府市任期付職員の採用についてでございます。この件についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和2年2月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。